

SPS(衛生植物検疫)

1. SPS(Sanitary and Phytosanitary)とは

- (1) 衛生植物検疫措置のこと(正式には Sanitary and Phytosanitary measures)。例えば、食品の安全性を確保するために安全基準を設定して検査を行うことや、動植物についての病害虫の侵入を防止するために実施する検疫措置など。
- (2) WTO では、衛生植物検疫措置が必要以上に貿易制限的に運用されることのないよう、WTO・SPS 協定において、透明性の確保や SPS 委員会での協議といったルールを定めている。
- (3) WHO/FAO の下にある食品規格委員会(Codex)や国際獣疫事務局(OIE)等の国際機関が衛生植物検疫措置に関する国際的な基準を作成している。WTO・SPS 協定は、この国際的な基準に基づいて自国の衛生植物検疫措置を定めることとしつつ、科学的に正当な理由がある場合には、国際的な基準よりも高いレベルの水準をもたらす措置を講ずることができるとしている。

2. TPP交渉における取り扱い

WTO・SPS 協定の対象となっている手続の迅速化や透明性の向上等が議論されている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

SPS 章において、締約国間の協議の場としての委員会の設置や、照会に応える窓口の設置、病気などの発生を通報する手続など、協力の枠組みを設けている。また、貿易促進の観点から、委員会の下で、例えば他の締約国の検疫措置が自国の措置と同等なものか、ある国の特定の地域からの輸入を認めるかなどについての実施取極を策定することとしている。

2. 我が国EPAの関連規定

我が国 EPA では、SPSに関する規定を置くものと置かないものがある。規定を置く場合は、WTO・SPS 協定上の権利・義務の再確認や、情報交換のための委員会等の設置が含まれる。

TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続)

1. TBT(Technical Barriers to Trade)とは

- (1) 貿易の技術的な障害のこと。強制規格(法令により遵守が義務づけられている規格), 任意規格(遵守が義務づけられていない規格), 適合性評価手続(強制規格又は任意規格の要件を満たしていることを決定するための手続)を対象とする。
- (2) WTO では, 各国の強制規格, 任意規格, 適合性評価手続が国際貿易の不必要的障害となることのないよう, WTO・TBT 協定において国際貿易に不必要的障害の排除, 透明性の確保, 國際規格の尊重などのルールを定め, TBT 委員会において個別政策の協議が行われている。
- (3) また, 二国間では, 相互に相手国の適合性評価の結果を認める相互承認協定が結ばれることもある。

2. TPP 交渉における取り扱い

基準の策定過程において相手国の利害関係者の参加を認めることや一般からの重要なコメントへの回答を開示することによる透明性の向上などが議論されている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

TBT 章において, 締約国間の協議の場としての委員会の設置や当該委員会における規格作成に関する協力などの枠組みを設けている。また, 適合性評価機関を認定・承認する際の内国民待遇規定や, 透明性について 60 日間のコメント期間をおく規定を設けている。

2. 我が国EPAの関連規定

我が国 EPA では, TBT に関する規定を置くものと置かないものがある。規定を置く場合は, WTO・TBT 協定上の権利・義務の再確認や, 情報交換のための委員会の設置が含まれる。

貿易救済(セーフガード等)

1. 貿易救済とは

- (1)ある產品の輸入が急増し、同種又は直接的に競合する產品を生産する国内産業に被害が生ずるような場合または生じるおそれがある場合、一時的に協定上の義務(関税の削減措置等)を停止し、当該国内産業を保護するために取られる緊急措置等のこと。
- (2)WTOセーフガードは、輸出国がどこであるかを問わず、輸入が急増した場合に発動され、輸出国の如何を問わず全WTO加盟国に適用されるが、FTAセーフガードは、EPA相手国からの輸入が急増した場合に、その相手国原産品に対してのみ発動される。

2. TPP交渉における取り扱い

様々な議論が出されており、議論は収斂していない。

(参考)

1. P4協定の関連規定

P4協定にはFTAセーフガードの規定はなく(但し、チリの乳製品に対してのみ特別農業セーフガードが認められている)、WTOセーフガード協定下での権利・義務を再確認するのみ。

2. 我が国EPAの関連規定

セーフガードの発動要件、発動後の引き上げ税率、発動期間等の規定を置いている。

政 府 調 達

1. 政府調達に関する国際的なルール

- (1) 政府調達(政府や自治体などによる物品やサービス(建設工事を含む)の調達)に関する国際的なルールとしては、WTO の「政府調達に関する協定(GPA)」がある。GPA は、調達を行うにあたっては、自国の产品・サービスや供給者に与える待遇と、他の締約国の产品・サービスや供給者に与える待遇との間で差を設けないこと(内国民待遇)を原則としている。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則などについて規定している。
- (2) WTOにおいては、現在 GPA の改正交渉が行われており、改正条文案が暫定的に合意されている(注)。
- (注: 改正点としては、電子手段の使用の推奨、途上国に与えられる待遇の明確化、複雑な条文規定の整理などがある。)

2. TPP交渉における取り扱い

改正GPAの条文案で規定されている事項について議論が行われている(TPP交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ)。

(参考)

1. P4協定の関連規定

内国民待遇を始め、調達手続に関する原則など、GPA と同様の内容が規定されている。

2. 我が国EPAの関連規定

日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日チリEPA、日イスイスEPAにおいて、政府調達に関する章があり、概ね GPA と同様の内容となっている。